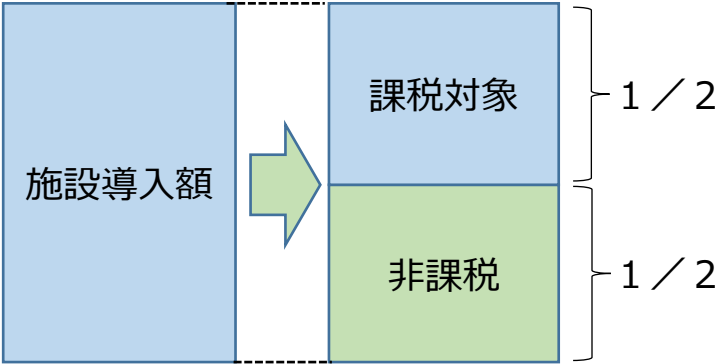


公害防止用設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

- 汚水・廃液処理施設への設備投資に対して、固定資産税の課税標準を減ずるもの

対象施設	特例率	適用期限
汚水又は廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)	1 / 2 を参酌して 1 / 3 ～ 2 / 3 の範囲内 において市町村の条例で定める割合	令和5年度末

(特例率が 1 / 2 とされた場合)



(汚水・廃液処理施設の例)



令和4年度（2022.4.1～）の改正事項

➤ これまで、一般排水基準・暫定排水基準のいずれの適用業種も対象としていたところ、**暫定排水基準適用業種※のみに限定**することとなった。

- ※
- ①畜産農業、②金属鉱業、③天然ガス鉱業、④ほうろく鉄器製造業、⑤貴金属製造・再生業、⑥電気めっき業、⑦下水道業、⑧酸化コバルト製造業、⑨ジルコニウム化合物製造業、⑩モリブデン化合物製造業、⑪バナジウム化合物製造業、⑫旅館業